

気象業務法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、地震及び噴火による被害の軽減を図るため、近年の技術の進展、観測体制の充実により可能となった、断層運動による地震動(以下単に「地震動」という。)及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報を気象庁に義務付けることとする等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、気象庁は、地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならないものとする。
- 二、気象庁は、地象の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならないものとする。
- 三、気象庁以外の者が地震動又は火山現象の予報の業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないものとする。
- 四、気象庁以外の者は地震動及び火山現象の警報をしてはならないものとする。

五、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行するものとする。